

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

(産業廃棄物対策課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

一

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

教 育 委 員 会

○社会教育主事資格認定証書の交付

二

告 示

○宮城県告示第八百九十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)(第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。)

平成二十四年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社丹勝

2 所在地 宮城県仙台市宮城野区日の出町三丁目三番三十二号

3 代表者の氏名 代表取締役 丹野 勝治

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大郷町鶴崎字住吉三十三番四

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

平成二十四年十月三十日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

2 縦覧期間 平成二十四年十一月二十六日から平成二十四年十二月二十六日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

分

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年一月九日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第九百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢合道山一三の一・一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一六の一、一七、一八、字本沢天神六二、六三の二、六四、字本沢荻ノ原二の二、二の三、四、一五の一、一六の一、字本沢花山沢一の一、字本沢天ヶ沢二の二、四、八、字草木沢箕ノ口館三三の一、三三の三

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字本沢天ヶ沢一・五の一・五の三・一九の一から一九の三まで・三六の一(以上七筆)について次の図に示す部分に限る。(

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十一月二十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館吉田字前沖百一番一、百五番及び百
十一番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市太白区柳生一丁目十番十三
株式会社福重企画

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十二号

社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和三十四年宮城県教育委員会規則第三号)第四条第一項の規定により、社会教育主事資格認定証書を次のとおり交付した。

平成二十四年十一月二十六日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

認定番号	氏 名	認定年月日	交付年月日
三三三三	加藤 栄 一	平成二十四年十一月十五日	平成二十四年十一月十五日